

○国土交通省告示第四百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道42号改築工事（田辺西バイパス・和歌山県田辺市芳養町字大屋谷地内から同市芳養町字小屋谷地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県田辺市芳養町字大屋谷、字七石及び字小屋谷地内
- 2 使用の部分 和歌山県田辺市芳養町字大屋谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道42号改築工事（田辺西バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同市芳養町字サビ地内までの延長3.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道42号（以下「本路線」という。）は、静岡県浜松市を起点とし、和歌山県和歌山市に至る延長約521kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する田辺市は、うめ等の生産が盛んな地域であり、収穫された農作物は、本路線等を利用して県内外へ出荷されている。

また、同市には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されている鬮雞神社等の観光資源が、同市の北に位置する日高郡みなべ町には南部梅林等の観光資源が、同市の南に位置する西牟婁郡白浜町には白良浜等の観光資源が存することから、本路線が通過するこれらの自治体には年間を通じて多くの観光客が訪れており、本路線は観光産業にも重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、地域住民の通勤、通学、買い物等を目的とした地域内交通と物流及び観光による通過交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、田辺市芳養町地内で14,905台／日であり、混雑度は1.34となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、起業者が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成9年3月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び同評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成30年12月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、カスミサンショウウオ、ミナミメダカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響が極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されてい

る。主な保全措置として、ニホンウナギ等については、工事の実施により河川内に濁流が流入する可能性があることから、汚濁防止膜を設置することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づく4車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和48年7月12日に都市計画決定され、平成8年11月29日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、田辺市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合

理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県田辺市役所